

議案第 11 号野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行います。

この条例の一部改正は、中里地区の地区計画に係る都市計画の決定に伴う整備です。

この大型物流倉庫の計画が持ち上がったときから近隣住民の方からお話を伺い、市民からの強い要望に事業者も説明会を開催し設計変更も行われました。3 回のうち 2 回、またそのほかに会議等に参加してきた経緯があります。

確かに地区計画に基づいた都市計画決定であることは承知しており、地権者の方々より嘆願書が提出され、地権者の権利も併せて承知しているところではあります。しかし、6 ヘクタール近くの広大な土地に大型物流倉庫が建ち、目の前に立ちのぼる光景を想像してみてください。自宅からは空が見えなくなる、野田に住みながら空がないという生活になるのです。

確かに事業者への要望を伝えながらその一部を変更が可能となった設計変更もあります。しかし、一例で申し上げるならば、今後具体的な設計ができ、稼働開始となった際、作業が 24 時間の稼働となることも否定できないとも聞き、空調の室外機はどのくらいの大きさでどの場所にどの向きで取り付けられるのかなど、具体的に設計について伺っても、まだできていないとの対応で、いざできてしまったら、既に設計は終わっているとなりかねません。この状況での条例の改正では、納得できない住民への説明がつかないのではないのでしょうか。

都市計画でありながら、公共的側面が十分考慮されているとはいい難く、議案第 11 号に反対いたします。